

ID: 246

担当部署: 上下水道課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	八頭町合併処理浄化槽施設条例 第17条及び第18条		
例規番号	平成17年条例第153号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(罰則)</p> <p>第17条 次の各号のいずれかに該当する者に対して5万円以下の過料に処し、改善命令することができる。</p> <p>(1) 第5条の承認を受けないで、排水設備等の工事を実施した者</p> <p>(2) 第8条の規定に違反して、排水設備等の工事を実施した者</p> <p>(3) 第11条の管理義務を怠った者</p> <p>第18条 町長は、偽りその他の不正な行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に科すことができる。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日